

月9,500円でマイホーム

五月六日～三十日

建売住宅申し込みを受け付け

一世帯一住宅の国の政策にもとづいて当市でも長山河2丁目(競合地籍)に長山住宅団地を造成し、県住宅供給公社によつて、30戸が建つことになり、5月6日から30日まで申し込みを受け付けます。

この団地は、村高公民館の東南、浄土寺川を挟んで約300mの所にある1,760坪。上水道、排水路、区画道路、外灯なども完備した絶好の小団地で、建物もコンクリートプレハブ平屋建ての文化住宅です。土地も1戸当り75坪あり、入居は11月の予定です。

住宅の広さ、金額は次のとおりです。またとないよい機会ですから、逃がさないよう申し込みください。

お申し込み、問い合わせは市役所都市計画課へ、(申し込み締め切り後6月5日頃説明会を開く予定)

| 募集戸数 | 土地面積 | 建物面積 | 分譲価格(予定) | 積立金(予定) | 融資額(予定) |
|------|--------|-------|----------|---------|---------|
| 13 | 約 248㎡ | 約 34㎡ | 307.8万円 | 150.2万円 | 156万円 |
| 10 | 約 248㎡ | 約 61㎡ | 332.9万円 | 174.5万円 | 156万円 |

◎頭金として入居決定と同時に、積立金に相当する金額を供出し積み立てていた

だきます。この積立金があれば、入居ができ、あとは25年の月賦償還で土地も家も自分のものとなります。

◎申し込み資格

1. 本人が住むための住宅を必要とし、積立分譲方法及び住宅金融公庫の融資を受けなければ住宅が購入できない人
2. 積立金の積み立てが確実にできる人
3. 積立分譲住宅の引き渡しを受ける際に次の資格がある人

- (イ) 同居親族がある
- (ロ) 公庫融資金の償還が確実にできる
- (ハ) 本人と同等以上の資力か収入のある確実な保証人がある
- (ニ) 積立分譲契約による残代金の支払いができる

都市計画変更案のお知らせ

都市計画についての法律が昨年6月全面的に改められ今迄より色々の点で変わりました。こんど当市の都市計画施設(道路、公園、下水道等)のうち道路、用途

地域の一部と土地区画整理交通量の適正な配分や土地地域の開発整備等などのたり変更したいと考えていままさん特に関係地係住民の理解とご協力をお願いしませは関係者のみなさんに併せんが、次の日程で説明会で必要と思われる方のご意方は是非ご出席ください。

詳しくは市役所都市計画課へ

説明会の日程

日時 5月6日午後

説明順序

1. 都市計画用途地域の午後6時から7時
2. 都市計画道路の変更午後7時から8時
3. 土地区画整理施行区いて 午後8時から

(注)出席者の有無にかゝ間に説明順序通り行

勝山市告示第17号

勝山市都市計画用途地域を変更し、次のとおり定めるので、都市計画法(昭和34年法律第100号)第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画案を2週間縦覧に供する。

昭和45年5月1日

勝山市長 山内 謙

1. 種類 都市計画用途地域
2. 区域

| 用途地域 | 面積 | 摘要 |
|------|------------|-------|
| 住居地域 | 約 376.8 ha | 58.0% |
| 改良地域 | 約 51.2 ha | 8.0% |
| 工業地域 | 約 54.5 ha | 8.5% |
| 工業地域 | 約 157.3 ha | 24.6% |
| 計 | 約 639.8 ha | 100% |

3. 縦覧場所 勝山市役所都市計画課
4. 縦覧期間及び時間 本公告の日から5月14日の14日間(午前8時30分～午後5時)

勝山市告示第16号

勝山都市計画道路、東縦貫線、西環状線、旭立川線を変更し、次のとおり定めるので都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を2週間縦覧に供する。

昭和45年5月1日

勝山市長 山内 謙

1. 種類 都市施設道路
2. 区域

| 路線名 | 起点 | 終点 | 延長 | 幅員 | 用途 |
|------|-----|-----|----------|-----|-----|
| 東縦貫線 | 旭立川 | 山内 | 約 1.2 km | 12m | 第一種 |
| 西環状線 | 山内 | 山内 | 約 0.8 km | 12m | 第一種 |
| 旭立川線 | 旭立川 | 旭立川 | 約 0.5 km | 12m | 第一種 |

3. 縦覧場所 勝山市役所都市計画課
4. 縦覧期間及び時間 本公告の日から5月14日までの14日間(午前8時30分～午後5時)

勝山市告示第16号

勝山都市計画土地区画整理区域を次のとおり定めるので、法(昭和43年法律第100号)の規定により公告し、当該案を2週間縦覧に供する。

昭和45年5月1日

勝山市長 山内 謙

1. 種類 都市施設土地区画整理
2. 区域

| 区域名 | 面積 | 用途 |
|----------|----------|-----|
| 土地区画整理区域 | 約 1.2 ha | 第一種 |

3. 縦覧場所 勝山市役所都市計画課
4. 縦覧期間及び時間 本公告の日から5月14日までの14日間(午前8時30分～午後5時)

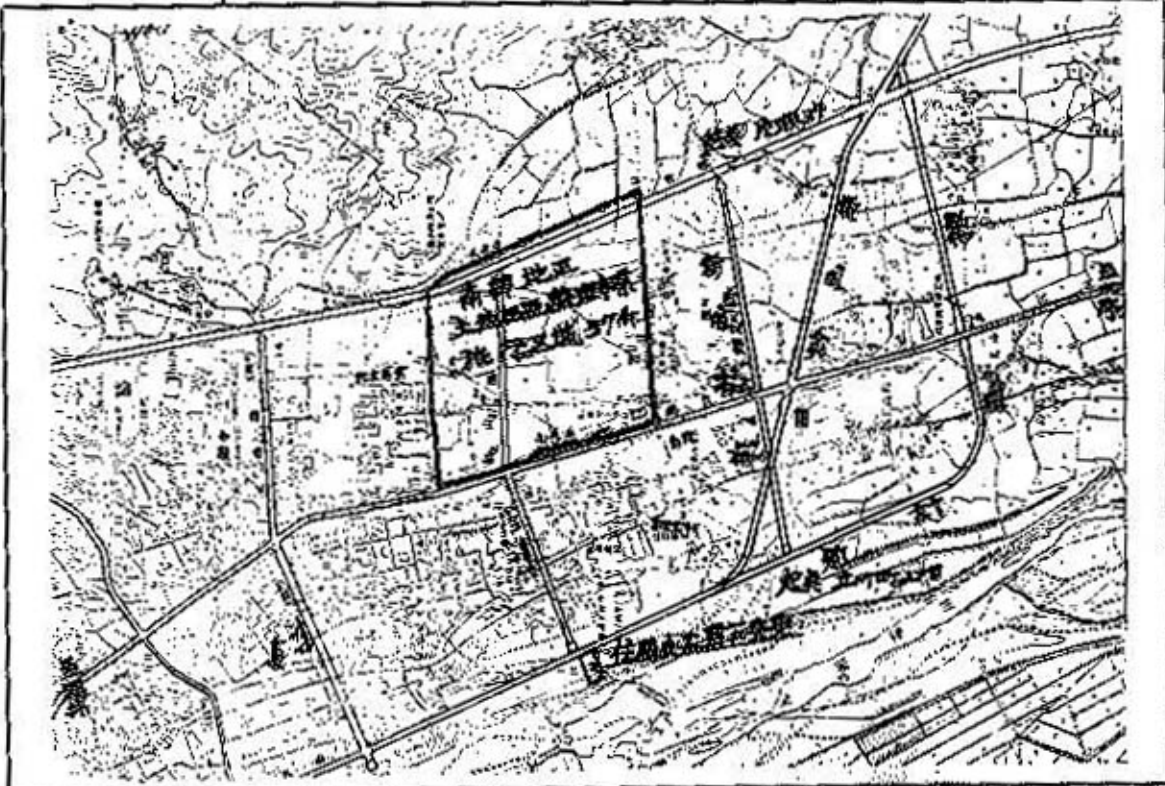
「現事業を将来の土地利用の効率化のため、次のとおりとします。市民のみならずみなさんのご意見を伺います。この変更について個々に通知し、説明会を行いますのでご意見などのある方は、ご意見を提出してください」

この計画案にご意見のある方は、意見書を市役所へ提出してください



午後6時～9時 庁会議室

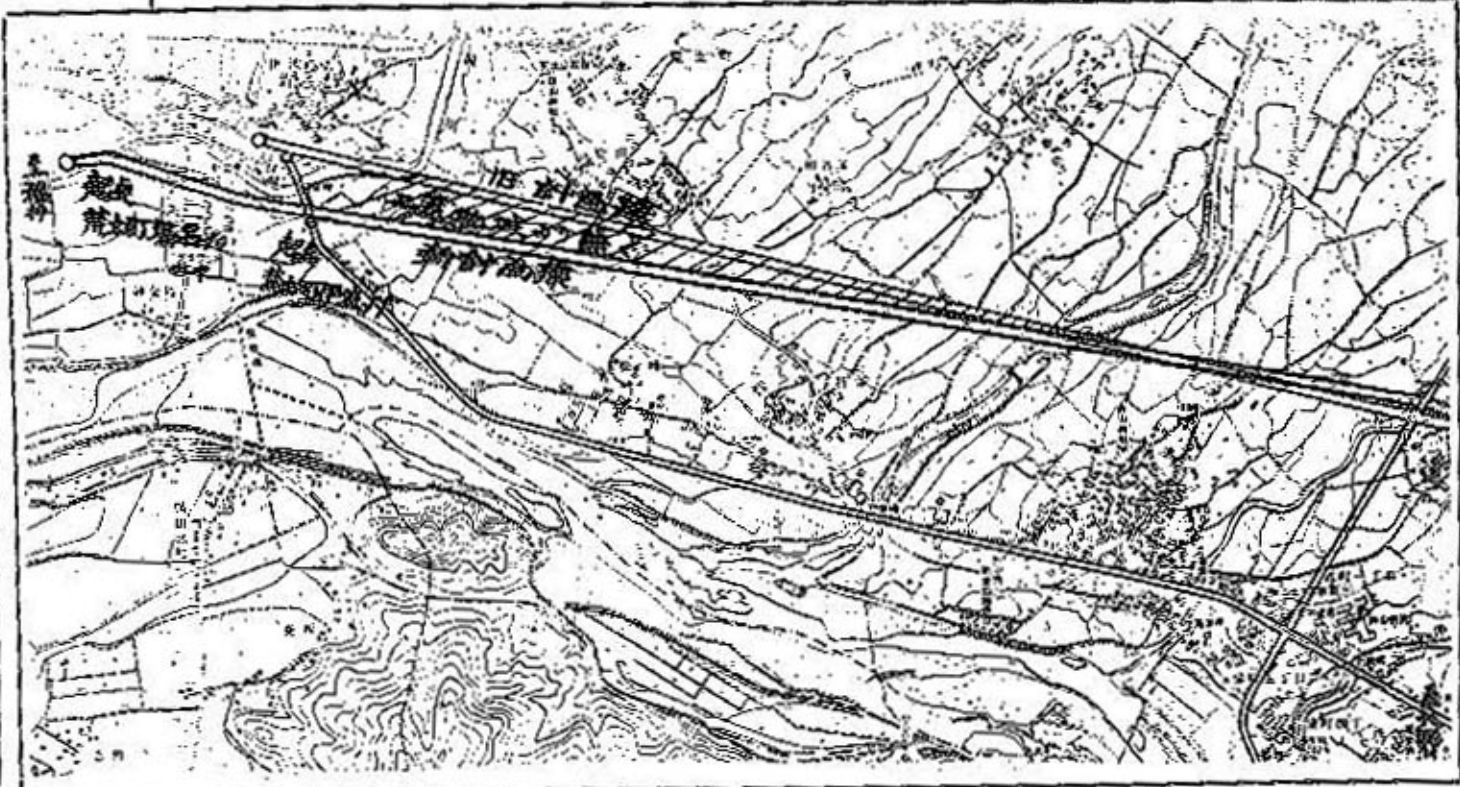
変更について
変更について
区域の決定について
から9時
かわらず既定時
り行ないます



画整理事業の施行するので、都市計画(号)第17条第1項当該都市計画の案

長山内 地区画整理事業

説明書
1. 目的
2. 区域
3. 内容
4. その他



所都市計画課
本公告の日から5
後5時)